

## 「OKAYAMA ハレ活プロジェクト」協賛品提供に係る規約

### (総則)

第1条 本規約は、岡山市が行う「OKAYAMA ハレ活プロジェクト」(以下「本事業」という。)において協賛品を提供する事業者(以下「協力企業」という。)が本事業への参画にあたってあらかじめ同意し、順守すべき事項について規定する。

### (本事業の趣旨)

第2条 本事業は、Positive Health Okayama(子どもからお年寄りまで、病気や障害などの有無に関わらず生きがいを持ち活躍できる社会をみんなで目指すこと)の考え方に基づき、行政だけではなく市内の様々な者が協働して取り組むことで、住んでいるだけで健康になる環境の実現を図り、もって市民の健康寿命の延伸を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この規約において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- (1) 事務局とは、岡山市から委託を受けて本事業を運営する DeSC ヘルスケア株式会社をいう。
- (2) 「第三者の権利」とは、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益をいう。
- (3) 協賛品とは、協力企業が提供する自社の商品あるいはサービスであり、本事業参加者(以下「参加者」という。)のために提供するものをいう。

### (認定の申請等)

第4条 協賛品の提供をしようとする者は、本規約を理解・同意したうえで、事務局に協賛品の内容について認定の申請をしなければならない。

2 業務の内容やそれに係る営業、並びに協賛品の内容が、次のいずれかに該当すると事務局が認めたときは、協力企業として認定しない。

- (1) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 法令等に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治的又は宗教的中立性を侵すもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 暴力団との関係のあるもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 第三者の権利や財産を侵害するもの
- (6) 事務局の名誉を棄損し又は信用を失墜するおそれのあるもの
- (7) その他、本事業の趣旨に合致しないもの

3 申請の結果については、事務局から通知する。

(規約の変更)

第5条 事務局は、必要があると判断した場合には、協力企業の承諾を得ることなく、本規約を変更することができることとする。

2 本規約を変更する場合は、事務局から協力企業に事前に通知を行うこととする。

(協力企業の責務)

第6条 協力企業は、第2条の趣旨を理解した上で、本事業への協力を行うこと。また、事務局が本事業を運営するにあたって、必要な情報の提供を行うこと。

2 協力企業は、協賛品の提供に係る費用（協賛品の購入費、提供費、サービスの提供費用等）を負担すること。

3 協力企業は、協賛品の提供ができなくなった場合は、遅滞なく事務局に届け出ること。

4 協力企業は、自己が提供する協賛品が第三者の権利を侵害しないものであることを事務局に対して保証すること。

5 協力企業は、提供する協賛品に対してあらゆる責任を持つこととし、参加者からの問い合わせ、要望、クレーム又は請求に対して丁寧かつ適切に対応すること。

6 協力企業は、提供する協賛品に起因して紛争又は問題が発生した時は、自らの責任と費用において発生した紛争または問題を解決するものとし、事務局にいかなる損害も及ぼさないものとし、紛争当事者間で紛争の解決のための協議を行うものとする。

7 協力企業は、前項の紛争又は問題の解決に対応するため、事務局に費用が発生した場合又は事務局が、これに関連して賠償金等の支払を行った場合、当該費用及び賠償金等（事務局が支払った弁護士費用及び訴訟費用等を含む）を負担するものとする。

(個人情報の取り扱い)

第7条 協力企業は、本事業への協力や協賛品提供の過程で知り得た参加者の個人に関する一切の 情報（以下「個人情報」という。）を秘密として保持する。

2 個人情報には次の各号が含まれる。

(1) 氏名（名称などを含む）

(2) 生年月日、性別

(3) 郵便番号、住所、電話番号、FAX 番号、E-mail アドレス

(4) 家族構成および付随する本条に定める一切の情報

(5) 勤務先に関する一切の情報

(6) 本事業に関連して、参加者から収集した趣味、嗜好などに関する一切の情報

(7) その他、関係法令および本事業の趣旨上、個人情報として扱うことが望ましいもの

3 個人情報の保護に関する協力企業の義務は、次項に定めるとおりとする。なお、認定期間

終了後も同様とする。

- (1) 協力企業は、個人情報を個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）、関係する一切の法令、関係省庁および自治体からの通達など（以下「関係法令」という。）、および協力企業、事務局が各々独自に定めた個人情報保護に関する取り決めなどを遵守すること。
- (2) 協力企業は本事業において参加者から収集した個人情報を第三者に提供・開示・漏洩しないことを、事務局に対し確約すること。ただし、関係法令の定めにより個人情報を第三者に提供、開示した場合、協力企業は事務局に対し、ただちに報告すること。

#### 附則

本規約は、令和 5 年 8 月 1 日から実施する。